消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから，消防法第２６条第３項の規定により次のとおり公告します。

平成３０年１月１９日

京都市消防局長　　　荒木　俊晴

行政区	訓 練 実 施 場 所	吹　鳴　日　時	出動車両
中京区	元離宮二条城 （京都市中京区二条通堀川西入二条城町５４１）	平成３０年１月２４日 午後　２時００分	１０台

（消防局警防部消防救助課）